



障がい学生の学修支援ハンドブック

—多様な学生が学び合えるキャンパスの実現を目指して—



もっと日本を。もっと世界へ。



KOKUGAKUEN UNIV.

國學院大學

目次

はじめに

第1部：基本編

－ 障がい学生支援の背景・本学の体制と取り組み

1. 障がい学生支援の基本的理解
2. 障がい学生の学修支援に関する本学の方針
3. 配慮・支援にかかる本学の体制と手続き
4. 適切な配慮・支援を提供するために

第2部：事例編

－ 障がい・疾患ごとの対応例

- ① 視覚障がい
- ② 聴覚障がい
- ③ 肢体不自由
- ④ 内部障がい・慢性疾患・難病・その他の機能障がい
- ⑤ 発達障がい
- ⑥ 精神障がい

FAQ（よくある質問）

おわりに

資料集

本ハンドブックは、本学での障がい学生支援の取り組みに関する理解促進のため、作成されました。授業をご担当いただく先生方にとって通読すること自体が、ご負担にならないよう、「各章のポイント」、「本文の下線部」、「図表」を流し読みすることで、5分程度で要点が押さえられるようになっています。

第1部は必ずお目通しいただきましたら幸いです。第2部は事例集に近い内容になっていますので、判断に悩まれるケースがあった際にご参照ください。特に、FAQ（よくある質問）の章は、学修支援センターにお問い合わせをする前に必ずご確認ください。

はじめに

皆様既にご承知のことと存じますが、令和6年4月1日より、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の改正法が施行されます。これを受けて昨年11月末に、「本学における合理的配慮のこれから」と題したFD講演会を開催いたしました。そして、この講演内容を踏まえ、さらに詳しく、具体的な事例に寄り添った説明をハンドブックにまとめました。

これまでこの法律では、1. 不当な差別的取扱いの禁止、2. 合理的配慮の提供、3. 環境の整備の3点が主要な義務となっておりました。今回の改正のポイントは、民間事業者においては努力義務とされていた「合理的配慮の提供」が、法的義務へ格上げされているところです。本学においても、政府により策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」と「関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を踏まえ、これらを参照しつつ、障害者からの意思表示を受け止め、必要かつ合理的な配慮をしなければならない、ということになります。ただし、この義務については「過重な負担にならない範囲で行う」という要件が付されておりまして、民間事業者の「事業の目的・内容・機能」の本質的な変更には及ばないことに留意が必要ともされております。

つまり、昨年の講演会でも説かれたところですが、大学という教育機関においては講義・授業内容の本質的なところは変更せずに合理的配慮を行わねばならないことになります。

これまで以上に柔軟かつ繊細な対応が求められておりますので、まずはこのハンドブックをご活用いただき、また、学修支援センターへご相談いただきたいと存じます。

石川則夫



第1部：基本編



障がい学生支援の背景
本学の体制と取り組み



1. 障がい学生支援の基本的理解

この章のポイント

- ✳️ 障害者差別解消の改正により、全事業者に合理的配慮が義務化された
- ✳️ 適切な支援を行わない場合、教員ひいては大学の評判が大きく失墜する
- ✳️ 「障がい者」の定義は曖昧であり、障がい学生の捉え方は様々である

■ 障害者差別解消法（さべかいほう）の改正

令和3年（2021年）に、障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が改正されました。それにより、令和6年（2024年）4月1日から、全事業者の合理的配慮の提供が義務化されました^[1]。

これは、私立大学である國學院大学において、とても大きな変化です。合理的配慮の提供は、今まで国公立大学のみ義務化されていました。これが、令和6年（2024年）から、私立大学でも義務化されるということになります。國學院大学では、今までも合理的配慮の提供が行われてきましたが、今後はより慎重な対応が求められます。

Check

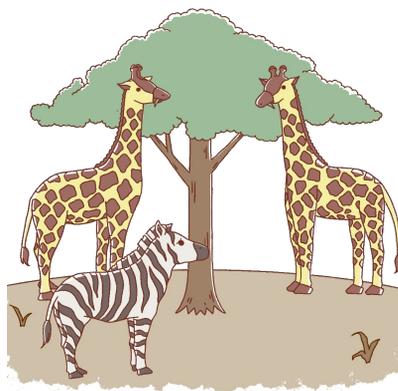
障害者差別解消法の概要：事業者における障がいを理由とする差別の禁止^[2]

A. 不当な差別的扱いの禁止



障がいがあるという理由だけで、他の人と異なって扱ってはいけません。たとえば、障がいがあることを理由として、サービスの提供を拒否することは認められません。

B. 合理的配慮の提供義務



機会の不平等を生じさせている社会的障壁を個別の事情に応じて、除去することが合理的配慮です。大学においては、障がいのある学生の学が権利の保障を行うことを意味します。

「A. 不当な差別的取り扱いの禁止」は、直感的にイメージがしやすいですが、「B. 合理的配慮の提供義務」については、身につけなくてはならない考え方が複雑です。そのため、このハンドブックでは、「合理的配慮」について、詳しく扱っています。

なお、法律的な定義は下記のようになっています^[2]。

A. 不当な差別的取り扱いの禁止：

「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」

B. 合理的配慮の提供義務：

「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」

■ 違反を行ってしまった場合^{[2][3]}

「A. 不当な差別的取り扱いの禁止」、「B. 合理的配慮の提供義務」に違反した場合、直ちに罰則が課されるということはありません。しかし、適切な対応をしないことで、訴訟につながる可能性があります^[4]。また、今回の改正により、レピュテーションリスクが生じる可能性も高くなりました。レピュテーションリスクとは、ネガティブな評判によって、授業を担当している教員、ひいては大学の信用が下がってしまうリスクを表します。

今回の改正により、合理的配慮が、「当たり前、どの大学でも提供されるもの」になります。そうした中、訴訟が起きてしまったり、SNSやネットニュースにより、不適切な対応が拡散されてしまったりすると、教員にとって大きなキャリアの傷になりかねません。また、当該の授業を提供している本学のブランド価値が大きく失墜することにもなります。



■ どんな学生が合理的配慮の対象か

まず、法律における障がい者の定義を見ていくと下記のようになっています^[2]。

障がい者の定義：

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」

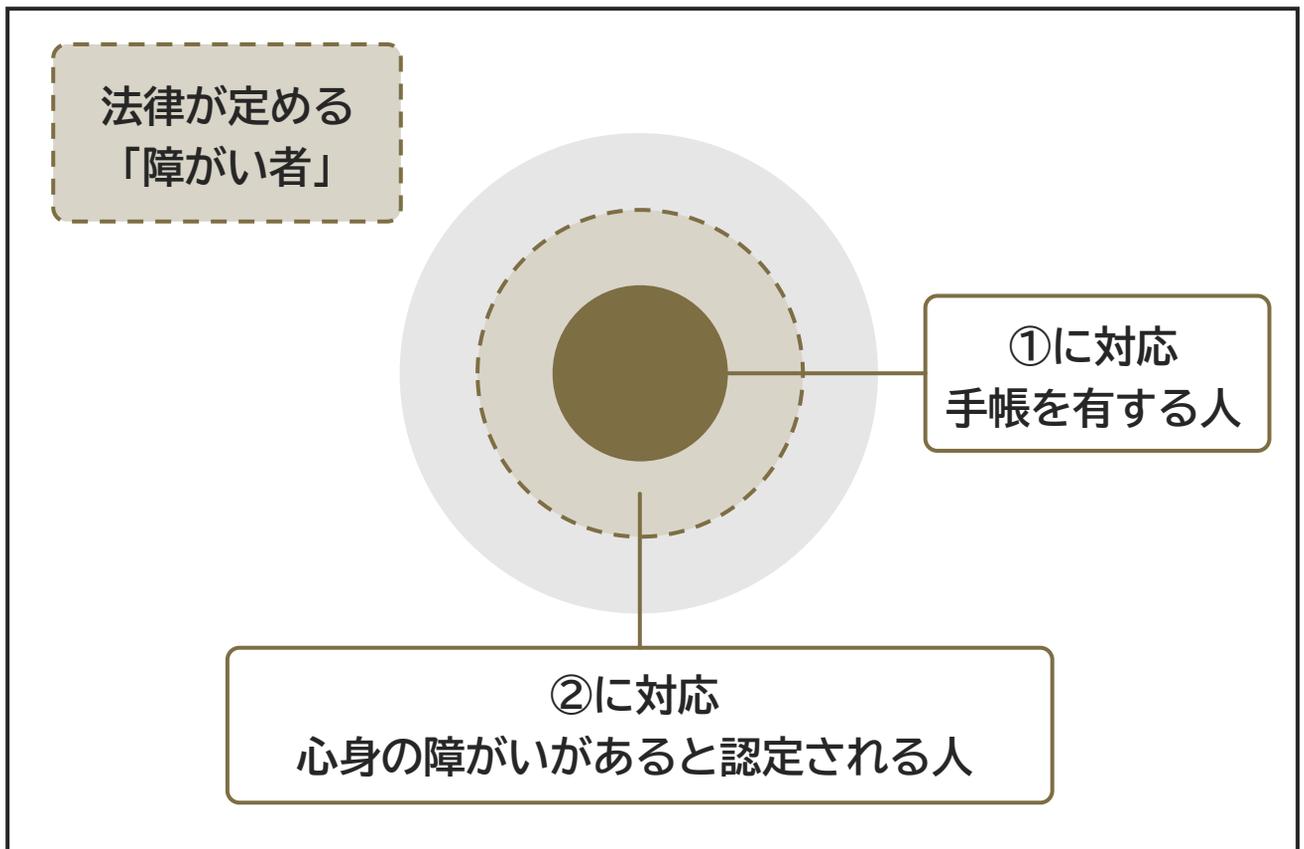
これだけでは少しイメージしづらいですが、2つの範囲に分けると理解しやすくなります。

①「身体障害、知的障害、精神障害」に該当する人：

行政による判定を受け、「手帳」を所持している人です。具体的には、身体障害者手帳、療育手帳（東京都の場合、愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳です^[5]。

②「その他の心身の機能の障害がある」に該当する人：

続く文章の解釈によって、どのような人までを包摂するかの範囲が異なってきます^[6]。多くの大学においては、手帳または診断書の提出によって、その認定を行っています。また、「継続的に」という要件から、生涯に渡り続くと考えられる障がいに限定して、「障がい学生」と捉える大学もあります。なお、本学で、この「その他の心身の機能の障害がある」をどのように捉えるかは、次の項で説明します。



障がい学生支援の心構え：障がいの「社会モデル」

合理的配慮は「優しさ」ではない

「『障害』は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である^[7]」

障がいは、個人の中にあるのではなく、**社会という「環境との相互作用」**により生じる（より明確に表現するなら、社会の側に障がいがある）と考える考え方は、この障がいの捉え方は、現代のスタンダードになっています。これまでの社会は、障がいがある人のニーズを無視してデザインされてきました。それにより、**機会不平等**がもたらされてきたため、社会全体が、その是正を行う道徳的責任を持つと考えられています^[6]。

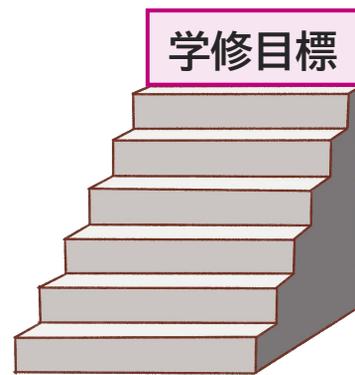
合理的配慮はそうした中で、**機会の不平等を生じさせている「社会的障壁」を取り除くため、周囲のものを変更・調整することで権利を保障するもの**という位置付けを持ちます。合理的配慮という言葉には、「配慮」とついているので、「支援を行うことは思いやり」と思われることが多いです。合理的配慮を元の単語まで辿ると、「Reasonable accommodation」であり、「理に叶ったまたは必要な、変更・調整」が原義となります。合理的配慮を行い、障がいのある学生に支援を行うことは、思いやりではなく、**権利保障という責任**なのです。この意識が、障がい学生支援の最も基礎にある大事なポイントです。



個人の特徴

足に麻痺がある
車椅子で生活している

障がい



社会的障壁

階段になっている
車椅子の人のニーズを無視

2. 障がい学生の学修支援に対する本学の方針

この章のポイント

- ✧ 國學院大学は、多様な学生が学び合えるキャンパスの実現を目指している
- ✧ 國學院大学では、共生社会を創り出す人材の輩出を目標としている
- ✧ 國學院大学では、多様な「障がい学生」を広く包摂した支援を提供している

■ 國學院大学の教育目標^[9]

本学では、令和4年度からの中期5カ年計画の中で、「問い直す」、「学び合う」、「共に生きる」を教育目標としています。上記のうち、「学び合う」、「共に生きる」の実現に向けて、下記の2つの行動計画を掲げています。

中期5カ年計画 戦略1：

「共生社会を創り出す人材の輩出」

中期5カ年計画 戦略2：

「さまざまな背景を持った学生・教職員が共に学び合えるキャンパスの実現」

これらの実現のため、本学では、障がいのある学生の支援に力を入れ、合理的配慮をはじめとする学修支援を、広く行っています。多様な学生の学修機会を保障し、互いが学び合える環境を作るために、まずは教職員がその姿勢を示すことが重要です。

■ 本学における障がいの捉え方と学修支援

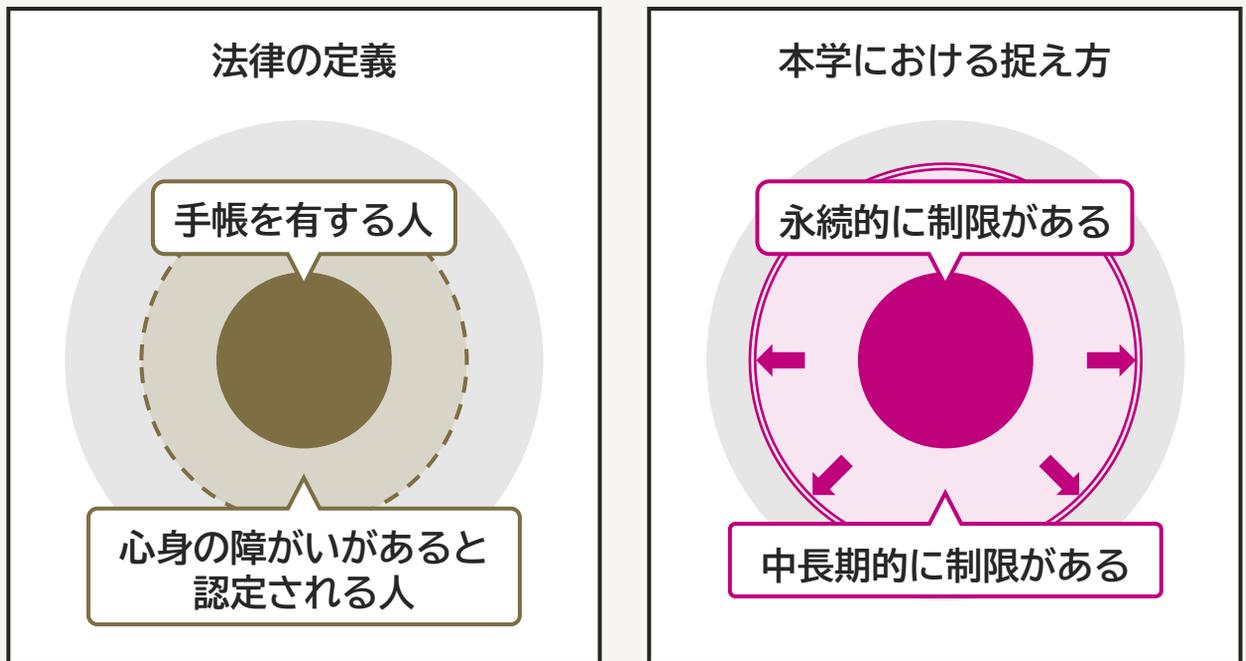
本学では、生活や学修に制限が生じている学生を広く包摂する定義を採用しています。p6では、障がい学生を捉えるにあたり、「その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」という定義をどのように捉えるかによって、立場が分かれることを説明しました。これについて、本学では、手帳や診断書などの根拠となる資料の提出を前提とした上で、「**継続的に**」という要件を、「**在学期間**」という基準から評価しています。これにより、他の大学では支援からこぼれ落ちてしまう障がい学生を、広く支援の対象に位置付けます。

なお、このように範囲を広げたことに対応して、本学では、2つの名称によって、合理的配慮を実施することとしています。

Check

本学における合理的配慮・教育的支援

- A. 生涯に渡り続くと考えられる（「永続的」と表現します）、生活および学修にかかる制限があり、支援・調整を希望する学生：一般的な「障がい」の捉え方に準じるため、「合理的配慮」という名称で支援を行っています。
- B. 永続的ではないものの、在学期間において（「中長期的」と表現します）、生活および学修にかかる制限があり、支援・調整を希望する学生：一般的な範囲から広げた対象です。本学では、「教育的支援」という名称で支援を行っています。



合理的配慮は、一般的に「配慮」と省略されます。本学では上記のように2つに分けた捉え方をしていることから、一般的な意味での合理的配慮を、2つを合わせた「配慮・支援」として以降では記載します。

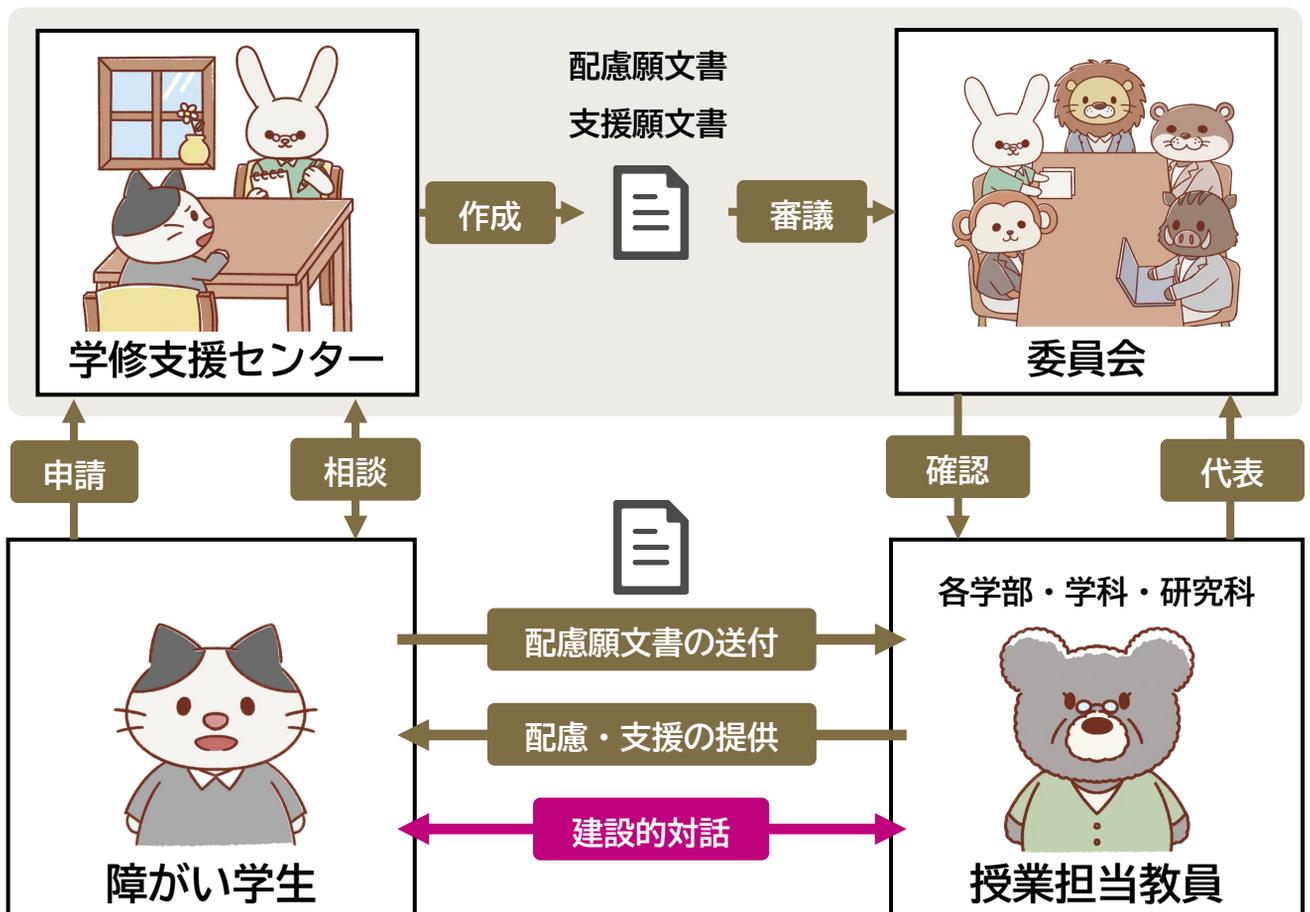
3. 配慮・支援にかかる本学の体制と手続き

この章のポイント

- ✦ 学修支援センターは、受付窓口 / 相談・助言 / 連絡・調整を担っている
- ✦ 学修支援センター委員会は、配慮・支援に関する 審議 / 協議を行っている
- ✦ 配慮・支援においては、各学部・学科・研究科、および授業担当教員が、主たる責任を持ち、最終判断および提供を行う

障がい学生に対する学修支援の体制と各機関の役割

本学における配慮・支援提供までの流れおよび体制は、下記の図のように整理することができます。大学という教育機関の役割として、教育の質を保障する責任や、学生が学修できる環境を提供する責任があります。それにあたり、障がいのある学生から配慮・支援の希望があった場合には、各授業教員が何らかの形で、配慮・支援を提供することが必要となります。学生からの希望が、どのような手続き・体制で各授業担当教員の元へ伝えられるかを理解することで、先生方にご担当いただく内容が明確になります。



■ 学修支援センター

- ・ **受付窓口**：配慮・支援を希望する障がい学生のニーズを聞き取り、申請の受付を行います。専門の相談員（臨床心理士/公認心理師）が話をうかがい、それを**配慮願文書**※にまとめます。
 ※ 教育的支援の場合は「支援願文書」。違いはほとんどないため、以下では、「配慮願文書」と代表して記載。
- ・ **相談・助言**：障がい学生に対し、配慮・支援に関する相談を行っています。希望を受け付けて終わりではなく、継続的な伴走を行い、助言等を行っています。
- ・ **連絡・調整**：配慮・支援の提供について、学部・学科・研究科、および授業担当教員への連絡・調整が必要になった場合、学修支援センターが対話の場のコーディネートを行います。また、対応に悩む先生方への相談も行っています。



■ 学修支援センター委員会

学修支援センターの教職員、学部・大学院の代表教員、関係事務課の職員により構成されています。月に1回開催されています。

- ・ **審議・承認**：配慮願文書の内容が、**本人の状況に照らして、一定の合理性を有するかどうかを確認**します。配慮願文書は、各学部・学科・研究科の代表教員に事前に送付され、必要に応じて、関係教員間で検討が行われています。
- ・ **協議**：配慮・支援に関する体制や、取り組みについて協議を行い、バリアフリーなキャンパスの実現を目指しています。



配慮願文書の迅速な審議体制

従来、学生が申請を行ってから、配慮願文書の送付に至るまで、最大で1ヶ月を要してしまう状況でした。これに対して、令和5年度から、**小委員会制度を導入**しています。委員会の間の期間に小委員会を一度開き、およそ2週間に1度、審議の機会を設けることで、配慮・支援の迅速な提供ができるよう努めています。

■ 障がい学生が所属する学部・学科・研究科、および授業担当教員

- ・ **提供責任**：本項の最初で述べたように、大学には教育の質および機会の保障を行う責任があります。具体的には、各学部・学科・研究科、および授業担当教員が、当該障がい学生の配慮・支援の提供についての主たる責任を持つこととなります。学修支援センターは、配慮・支援が円滑に進むように下準備やサポートを行う役割を持っています。学修支援センター委員会では、申請内容について、一定の合理性を有するかを審議検討しますが、**実際にどのような形で提供が可能であるかは、各先生方にご判断いただく形**となります。その際、各学部・学科・研究科には、適切な配慮・支援が行われているかを見守り、必要に応じて授業担当教員のサポートを行う役割を持ちます。

■ 配慮願文書の審議・承認までの流れ

配慮願文書は、障がい学生のニーズおよび申請内容に基づいて、学修支援センターの相談員が作成します。学修支援センター委員会にて、本人の状況に照らし、希望する支援の内容が妥当なものかを審議・承認します。承認された文書は、学生がK-SMAPY II を通じて、各授業担当教員に送付します。

各授業担当教員は、**配慮願文書に記載されている内容を、そのまま提供しなくてはならないというわけではありません。**p14に記載されている原則をもとに、各授業ごとに配慮・支援内容の検討を行った上で、配慮・支援を提供します。また、希望する内容の提供が難しい、または望ましくないと判断された場合にも、**何らかの形で代替的な配慮・支援を提供することが必要になります。**その際には、学生と建設的対話を行い、学生のニーズに合わせた配慮・支援内容を検討することとなります。



審議段階における配慮願文書の送付

配慮願文書は、各学部・学科・研究科ごとに取りまとめて、学修支援センター委員の先生に事前確認をお願いしています。なお、文学部においては、学科ごとの人数が多いことから、文学部の学修支援センター委員の先生を通じて、各学科の代表教員に送付、および確認の依頼を行っています。また、この時、その先生の判断により、他の教員（該当授業の担当教員等）に、文書の送付を行い、意見を求めることがあります。

■ 学生から見た配慮申請から配慮・支援提供までの流れ

- ① 学修支援センターにて申請書類を提出し、相談員と面談を行う：

申請を希望する場合には、根拠資料として、手帳または診断書の提出を行います。根拠資料の提出は、原則年度に1度行います。なお、このとき、学生には一連の手続き、および配慮申請にかかる注意事項を説明しています。この際にp45に付録として掲載している資料を用いています。
- ② 審議結果が出るまで待機する（最大2週間程度）

相談員が配慮願文書を作成し、学修支援センター委員会にて審議が行われます。審議の機会、小委員会も含めて月に2回あります。
- ③ 学修支援センターからの連絡を受け、再度学修支援センターに来室する
- ④ K-SMAPY II を通じ、学修支援センターのPCから配慮願文書を授業担当教員に送付する
- ⑤ 授業担当教員からの返信を確認し、必要に応じて、授業担当教員や所属学部・学科・研究科の学修支援センター委員の教員と面談を行う



オムニバス形式の授業について

オムニバス形式の授業では、まず、当該授業を取りまとめている担当教員に送付されます。担当教員から、各回の授業担当者に送付され、周知された旨を、授業を取りまとめている担当教員が、当該学生に返信する形式となっています。

学生のプライバシー（情報の取り扱い）について

配慮・支援に係る学生の個人情報、非常にセンシティブなものです。もし、**無闇に漏洩してしまった場合、ハラスメント事案になる可能性もあります。**そのため、取り扱いには十分に気をつける必要があります。

配慮願文書を受け取られた先生におかれましては、確認後、下記の基準にて、データの管理・削除等をお願いいたします。

- ・ **学修支援センター委員の先生：**

現在、委員の先生方には、学部の教授会にて、配慮・支援を受けている学生の統計情報の共有を行なっております。その際、学部・学科・研究科の先生より、その内容について、ご質問が出る場合がありますため、教授会でのご報告を終えたのち、削除いただけましたら幸いです。

- ・ **配慮願文書の審議にあたり、意見を求められた関係教員の先生：**

確認後、任意のタイミングにて、削除いただけましたら幸いです。

- ・ **授業担当の先生：**

配慮願文書は、K-SMAPY II を通じて、学生から送られてきます。確認後、その学期の終了時まで保管いただき、当該授業の評価が終わったのち、削除いただけましたら幸いです。

※ 必要にも関わらず削除してしまった場合は、学修支援センターより再度送付をさせていただきます。

なお、重ねてとなりますが、配慮・支援にかかる学生の個人情報は、非常にセンシティブなものとして、取り扱いにご注意ください。また、下記は、実際にあった要注意事例ですので、同様の事態が起きないように、お気をつけください。

- ・ **教室で、「配慮のことで相談がある」と他の学生にも伝わるように呼び出すまたは、他の学生がいる前で、配慮の内容についての話をする**

- 配慮・支援を受けていること自体が、要配慮個人情報です。当該学生とやりとりをする必要がある場合は、事前にK-SMAPY II 等で連絡した上で、他の学生に会話の内容が聞こえない場で話すなどの対応をお願いいたします。

- ・ **K-SMAPY II を投影した中で、障がい学生からの連絡内容を映してしまう**

- 学生一般のプライバシーへの配慮としても問題があります。K-SMAPY II そのものを投影せず、授業で映す情報をダウンロードし、個人情報が含まれていないか確認した上で、共有を行うようお願いいたします。

4. 適切な配慮・支援を提供するために

この章のポイント

- ✦ 配慮・支援の5つの原則に基づき、ケースバイケースで調整する
- ✦ 配慮願文書の内容を、そのまま提供しなくてはならないわけではないが、建設的対話を通じて、何らかの形で困り感を解消することが求められる

第1部でも述べたように、適切な配慮・支援を提供できなかった場合、ただちに法的な罰則が課せられるわけではありません。しかし、共生社会の実現を目指す國學院大学にとって、適切な配慮・支援を提供することは、必須の取り組みとなります。障がい学生の配慮・支援においては、不適切な対応により、教員自身の否定的評価が世間に広まるリスクもあります。教職員一人一人が自覚を持ち、最善の支援を提供できるよう努めることが今後より一層求められます。

■ 配慮・支援における5つの原則^[4]

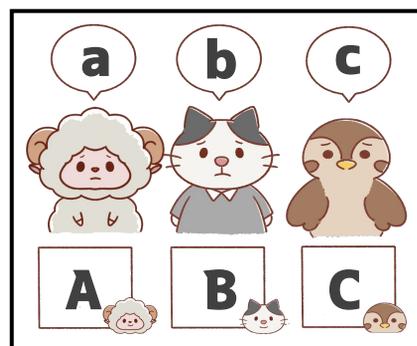
適切な配慮・支援の内容を検討するための基本的な考え方を、5つの原則としてまとめました。配慮・支援では、「こういうニーズがある時は、こうするのが正解」という一対一対応の答えがあるわけではありません。原則に基づき、その都度、配慮・支援の内容を検討することが必要です。

原則	説明
① 個別対応	学生のニーズに寄りそう： 学生本人との対話を通じて、学生本人の具体的なニーズおよび選択を尊重した配慮・支援を行う
② バリアの除去	社会的な障壁の除去を行う： 学修の障壁となっている、「1. 物理的環境への配慮・支援」、「2. 意思疎通の配慮・支援」、「3. ルール・慣行の柔軟な変更」を行う
③ 非過重負担	教職員の過度な負担にならない範囲で提供できるもの： 授業担当教員（あるいは関係教職員）にとって、過剰な負担にならず、本来の業務に付随する範囲で配慮・支援を行う
④ 公平性	均等な学修機会を保証し、公平な評価を行う： 障がいのある学生の学修機会を保証すると同時に、障がいのない学生にとって不公平とならない調整を行う
⑤ 本質変更不可	授業の本質を明確化し、特別な変更を行わない： 授業において目指される学修成果の修得を妨げない範囲内で、配慮・調整を行う

① 個別対応：

「この障がいの場合は、これをすれば良い」といった画一的な正解はありません。障がいの名前に囚われすぎず、学生が何に困り感を抱え、どのような配慮・支援を希望しているかを踏まえることが必要です。

そのため、配慮・支援内容の判断においては、障がいのある学生の**背景・状態・症状等をしっかりと理解することが必要となります。**



② バリアの除去：

p7で記載したように、障がいは、個人の特徴と環境との相互作用により生じています。大学においては、学生の学修機会を保障するように、環境の側にある社会的障壁、すなわちバリアを取り除くことが必要となります。バリアの除去には、下記の3つがあります。

物理的環境への配慮・支援



車椅子でも登れるようにスロープを設置する、疲れやすい人のため休憩スペースを設けるなど

意思疎通の配慮・支援



聞き取りやすいよう大きい声で話す、読みやすいようスライドの文字サイズを大きくするなど

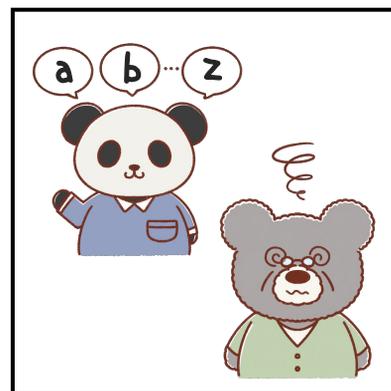
ルール・慣行の柔軟な変更



発達特性を考慮し課題の締め切りを延長する、移動の負担を考慮し遅れての入室を認めるなど

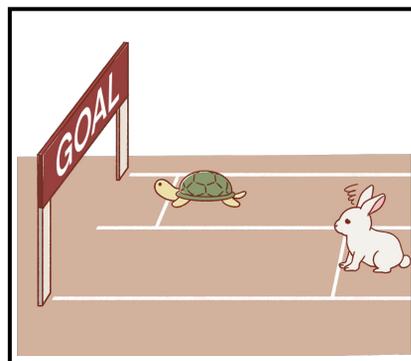
③ 非過重負担：

教職員の負担が過重にならない範囲で、配慮・支援を提供します。これはある意味で、教員を守る原則ともいえます。例えば、レポートの提出期限の延長を求められた際、他の業務との兼ね合いから、評価期限までのスケジュールがタイトである場合には、難しい旨を学生に伝えることができます。また、教員の本来の業務に付随しないような学生からの希望、例えば、「レポートの期限を忘れないように、リマインドのメールを送ってほしい」等についても、過重負担になるため、他の配慮・支援のあり方を探ることとなります。



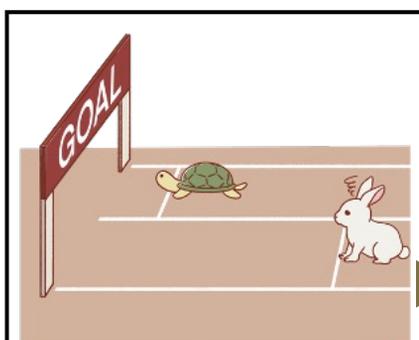
④ 公平性：

障がいのある学生が学修に参加でき、公平な評価を受けられることも重要ですが、障がいのない学生から、「不公平だ」という声が上がらないようにすることも重要です。例えば、障がいのある学生に対して、十分な理由なく、通常よりも優しい課題を出す、出席点を無条件に認めるなどは、公平性に抵触する配慮・支援になる可能性があります。

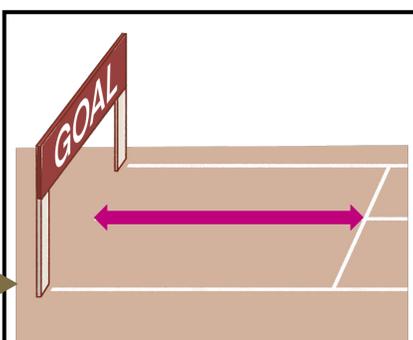


⑤ 本質変更不可：

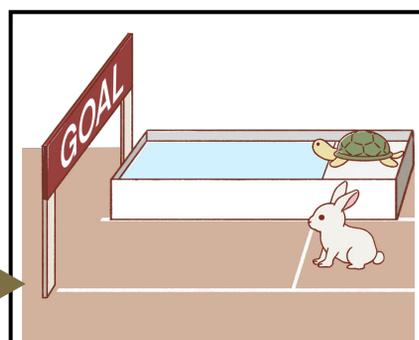
その授業がどのような学修成果を目指しているかによって、どのような配慮・支援が望ましいかが変わってきます。例えば、スライドを自分で作り、全体発表を行うことを最終評価としている授業があるとします。これに対して、「大勢の前だと、過剰に緊張してしまう（社会不安障がい）。レポート課題で代替してほしい」という希望が、障がいのある学生からあったとします。**このとき、この授業が、何を学修目標としているかで、対応が異なります。**もし、この授業が「自分の考えを端的にまとめること」を学修目標としている場合、レポートで代替することは、授業の本質を変更しないため、学生の希望通りの配慮・支援を提供することが妥当です。一方で、「自分の考えを効果的にプレゼンテーションできること」を学修目標として含んでいる場合、レポートでは、十分に代替できないと考えられます。このような場合、授業の本質を変更しないため、「家で撮ってもらった動画をもとに評価を行う」等の配慮・支援のあり方が考えられます。



授業で求めている課題や条件を安易に緩和することは、不公平感を生むだけでなく、障がいのある学生の学修機会を奪ってしまうことにもなってしまいます



授業で何を求めているかを明確にする。この例では、「スタートからゴールまで、自分の力で辿り着くこと」を目的（授業の本質）としていることとする



そのような目標の中で、距離を短くすることは授業の本質を損なうが、たどり着くための手段を変更することは本質を損なわないため適切な配慮となる

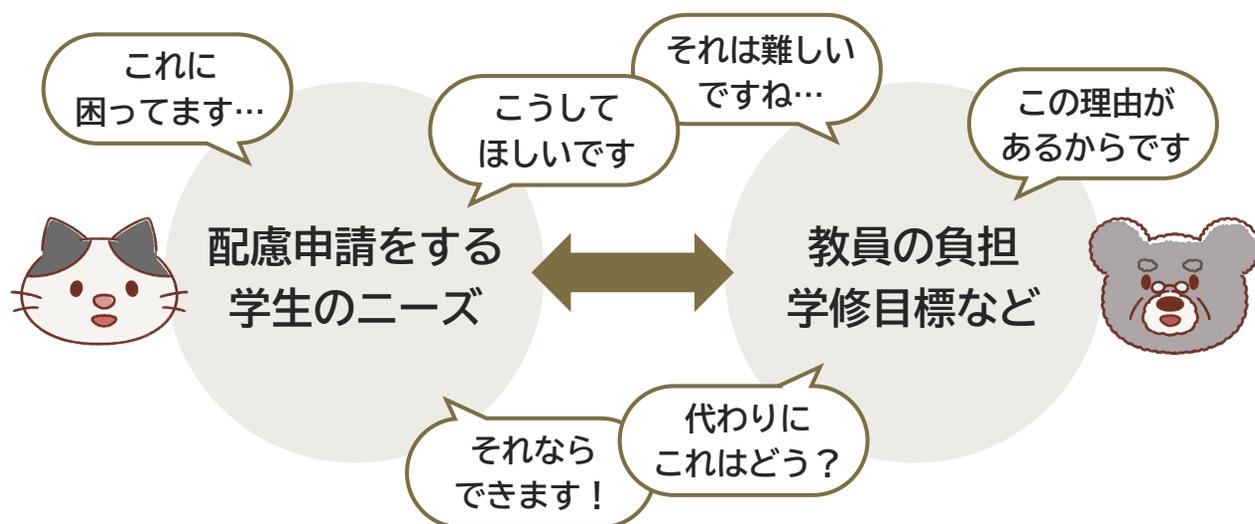
配慮願文書に記載された内容が、授業の内容・学修目標等に照らし、「③非過重負担」、「④公平性」、「⑤本質変更不可」に反すると考えられる場合、**その配慮・支援内容の提供をしないという判断ができます**。ただし、それは「正当な理由があればやらなくていい」ということではありません^[10]。何らかの形で、学生の困り感を解消することが求められます。

提供が難しい場合には、その理由を具体的に学生に伝え、建設的対話により、学生のニーズと、当該授業の間で提供が可能な配慮・支援の接点を探していくことが必要です。

■ 建設的対話について

建設的対話とは、「障害のある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学等がお互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合い^[11]」のことを表します。より簡単に表現すると、**障がいのある学生、授業担当教員（および関係教職員）がお互いに歩み寄るプロセス**を表します。

大切なことですので繰り返しとなりますが、学生が希望する配慮・支援の提供が難しい場合でも、ただ「できません」と断るのではなく、学生と教員が**「どのような形のサポートがあれば、学修に取り組めるか」**を一緒に考えていくことが大切です。



■ 建設的対話が必要になったら

① 学修支援センターにコーディネートを依頼する（または教員が自ら学生と連絡を取る）

学修支援センターが間に入って、対話の機会を設定いたします。必要に応じて、学部・学科・研究科の代表教員、または相談員が同席するように調整します。なお、学生と直接やり取りをする場合は、他の学生に配慮・支援を受けていることが伝わらないように、心がけてください。

② 対話の前に：自身の授業の「本質」について整理する

5つの原則の「⑤ 本質変更不可」に関係します。対話を行う前に、この授業で、どんな学修成果の習得を目標としているか、すなわち、その授業の本質を明確にしておきます。その本質によって、配慮・支援できる内容が異なってくるため、事前に整理しておき、それを学生にも伝えられると、より有効な建設的対話を行うことができます。

③ 対話の時は：学生の「困り感」を掘り下げていく

配慮願文書に記載されている内容は、あくまで、学生の「困り感」に対する1つの解決方法にすぎません。そのため、その解決方法が提供できない場合には、もう一度「困り感」まで掘り下げることが有効です。それによって、提供可能な配慮・支援を提案したり、一緒に考えていくことが可能になります。

理解を深める事例の紹介

ここでは、5つの原則および建設的対話についての理解を深めるための事例を説明します。改めて強調しますが、合理的配慮・教育的支援の提供にあたって、「この場合は、こうするのが正解」という一対一対応の答えはありません。原則を理解して、それぞれのケースで最適な判断と選択を行っていくことが必要です。



学生の希望：

「持病の内部疾患が悪化してきたため、授業の出席が難しくなった。家での学習はできるので、出席に代わる代替課題を出してほしい」

不適切な対応例A：

「いかなる理由があっても欠席は認めていません。代替課題も出しません」

この対応の一番の問題点は、「代替課題を提供しない」ということではありません。「なぜ、代替課題を出せないか」を、学生に具体的に説明できていないということです。明確な理由がない場合には、当該学生の希望を受け入れた配慮・支援を行う必要があります。

不適切な対応例B：

「障がいがあって大変だろうから代替課題なしで、出席点をつけておきます」

主に、5つの原則の中の、「④公平性」、「⑤本質変更不可」に反していると考えられます。配慮・支援を提供する場合は、障がい学生だけでなく、他の受講生の公平性についても考える必要があります。明確な理由がなく、出席点を加点することは、公平性に反するだけでなく、障がいのある学生の学修努力や成果を正しく評価しない、すなわち逆差別につながることであります。

また、評価として出席点を設定しているということは、出席が何らかの学修目標の修得に関わっていることだと考えられます。そのように考えると、十分な検討なく出席点をなくすことは、授業の本質を変更してしまうことになります。

適切な対応例：

「この授業では、グループワークを通じて、授業内容の理解を深めることを重視しています。そのため、自習課題のみによる出席点の代替は難しくなっています。代替の案として、グループワークの課題を事前にお伝えします。それに対する意見を提出していただき、授業にてあるグループに共有し、意見をもらいます。それを受けて、再度リアクションペーパーを提出していただくという形なら代替できますが、どうでしょうか」

「⑤本質変更不可」に反するため、希望する配慮・支援が提供できないことを、授業の本質を説明しながら伝えていきます。また、提供が難しいのだと話を終えるのではなく、「どのようにすれば参加できるか」を一緒に検討する姿勢を見せています。希望する配慮・支援の提供が難しい中でも、十分な建設的対話を行っているといえます。



学生の希望：

「うつ病の治療を受けています。気分の落ち込みがひどく、外に出られない時もあるため、ハイブリッド授業に変更してほしい」

不適切な対応例：

「（近くの人とペアワークもあるし、出席の管理もオンラインにすると大変になるんだけどな…）事情が事情なので、特別に許可しますね」

コロナウイルスの流行により、オンライン授業が一般化したことで、学生がこのような希望を持つことが多くなりました。

今回の対応は、主に「③非過重負担」、「⑤本質変更不可」に反していると考えられます。まず、授業形態の変更により、機材の準備・追加の成績評価方法の検討など、教員に過重な負担が生じることが少なくありません。また、元々対面授業で開催している授業の場合、対面授業だからこそ達成できる学修目標が設定されていることがほとんどです（この授業の場合、ペアワーク）。安易に授業形態を変更してしまうことは、2つの原則に反してしまうと考えられます。

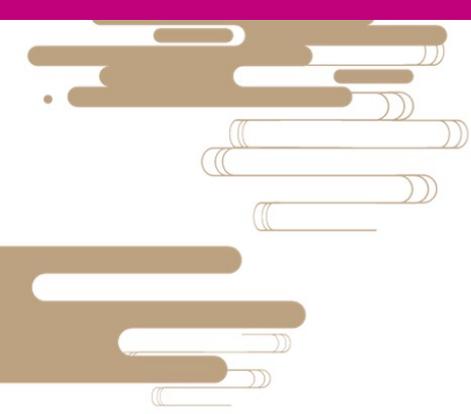
適切な対応例：

「シラバスに記載されているように、この授業は「対面授業」となっています。その授業形態に基づいて、教材や評価方法も決めていますので、オンライン授業に変更することは難しくなっています。ペアワークで、自分の考えを他の人に共有する経験も重視しています。大学の基準（3分の2以上の出席が必要）もありますので、10回の出席は必須とさせていただきます。

代わりに他の方法で代替できればと思います。4回の欠席分について、授業内容の理解度を尋ねる小クイズの回答、ペアワークで扱ったテーマに対する自分なりの答えをまとめた小レポートの提出をもって、成績評価に代えることができます。ご希望をお聞かせください。」

授業設計および大学の基準を説明し、変更ができないものはできないことを伝えた上で、代替案の提案を行っているため、適切な対応といえます。学生の申し出を、「制度だから」と受け入れないことに抵抗を感じる先生方もいらっしゃるかもしれませんが、他の学生との公平性を守るためにも、厳密に対応することが必要です。その上で、授業の本質を鑑みて、代替案の検討を行います。上記のように、実習・演習系の授業ではなく、講義形式の授業では、授業内容の理解が学修目標に据えられることが多くあります。その場合、「授業内容を正しく理解していることがわかる代替課題」の提出を持って、評価に代えることができます。

※ なお、p45に記載の通り、欠席の代替自体は、学修支援センターが発行する配慮願文書ではお願いしておりません。学生からの相談に応じ、先生方が各自でご判断ください。



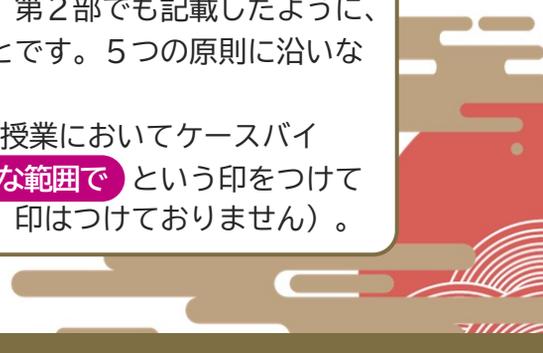
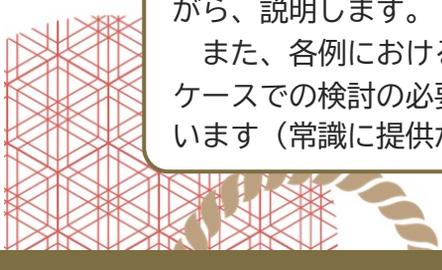
第2部：事例編



障がい・疾患ごとの対応例

この部では、様々な障がい・疾患についての簡単な説明と、本学で提供が考えられる合理的配慮・教育的支援について解説します。あくまで、代表的な例を記載したに過ぎません。そのため、ある障がいで考えられる配慮・支援の内容は、他の障がい学生の支援においても、必要になることもあります。繰り返しになりますが、原則の理解が重要となります。第2部でも記載したように、最も大切なのは、個別の困り感・ニーズに対応することです。5つの原則に沿いながら、説明します。

また、各例における「ニーズと対応」において、各授業においてケースバイケースでの検討の必要性が高いものについては、**可能な範囲で** という印をつけています（常識に提供が望ましいと考えられるものには、印はつけておりません）。



困り感と掲載ページの一覧

視覚障がい		
①-1	資料やスライドが読めないため、指示語や図を使われても、理解ができない	p23-24
①-2	文字が見えづらくて、授業スライド・資料・板書が読めない	p24
聴覚障がい		
②-1	授業で、先生の声、受講生声を聞き取ることができない	p25-26
②-2	低い声が聞こえづらい。また、周りが騒がしい時も、うまく声を聞き取りづらい	p26
肢体不自由		
③-1	車椅子で移動しているため、移動に時間がかかってしまう	p28
③-2	手に麻痺があり、文字を書くことが難しい	p28-29
内部障がい・慢性疾患・難病・その他の機能障がい		
④-1	授業中に調子が悪くなった際に、水分補給をしたり、一時退室する必要がある	p31
④-2	疲れやすく、医師から負荷の高い活動は避けるよう指示されている	p31-32
④-3	膀胱の機能障がいがあるため、試験の60分間（90分間）、トイレを我慢することができない	p32
発達障がい		
⑤-1	授業での重要情報（課題の提出期限など）を聞き逃してしまう	p35
⑤-2	注意して課題に取り組んでいるが、気づいたら提出期限を過ぎてしまっている	p36
⑤-3	コミュニケーションが苦手で、グループワークにうまく参加できない	p36
⑤-4	綺麗に書くことが苦手で、答案用紙の文字が汚くなってしまう	p37
⑤-5	字間と行間が詰まっていると、どこを読んでいるかわからなくなる	p37
精神障がい		
⑥-1	人前で話すことに極度の不安があるため、全体発表ができない	p38-39
⑥-2	気分の波や無気力・落ち込みなどにより、レポートの作成に人よりも時間がかかる	p39
⑥-3	十分な睡眠をとっているにも関わらず、授業中に居眠りをしてしまう	p39-40

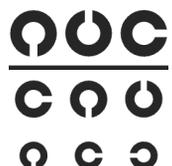
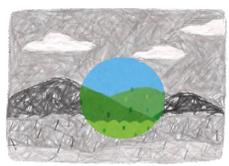
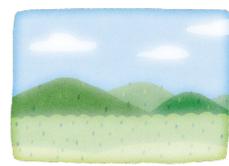
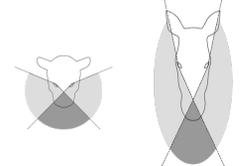
① 視覚障がい

■ 視覚障がいの理解

視覚障がいは、眼や視覚の神経における問題によって、見えにくい・見えなくなること
で、生活に制限がかかっている状態を表します^[12]。加えて、矯正器具や治療によっても、
改善が期待されない状態です。

一般的に、視覚障がいは、盲と弱視の2つに分けて捉えられます。盲は、視覚情報が、
ほとんど、あるいは全く得られない状態、弱視は、一部の視覚情報の取得が困難になっ
ている状態を表します。いずれの場合においても、「どのように見えづらいか（見えない
か）」に基づいた、**個別的な支援の形を検討していくことが必要**です。

● 見えづらさの生じ方

<p>視力</p>  <p>細かいものが見えづ らい</p>	<p>視野</p>  <p>1点を見つめた時の 見える範囲が狭い</p>	<p>色覚</p>  <p>特定の色を見分ける ことが難しい</p>	<p>光覚</p>  <p>光の強さを区別する ことが苦手</p>
<p>明順応・暗順応</p>  <p>明るい・暗い場所に 慣れるのが難しい</p>	<p>屈折・調節</p>  <p>特定の距離だと、 ぼやけてしまう</p>	<p>眼球運動</p>  <p>動いているものを捉 えづらい</p>	<p>両眼視</p>  <p>立体感や遠近感を認 識するのが難しい</p>

■ よくある困り感とニーズ



困り感 ①-1

「資料やスライドが読めないため、指示語や図を使われても、理解ができない」

視覚障がいの中でも、盲の学生が抱える困り感です。



ニーズと対応

電子データの提供をしてほしい

- 読み上げソフトを使用することによって、資料の内容を理解することができます。

授業で配る資料を電子データ（word・PDF等）でも送付することは、「②バリアの除去：2. 意思疎通の配慮・支援」に該当します。文献をスキャンしたデータしかない場合は、学修支援センターでテキストデータ化を行います。

口頭の説明だけで理解できるように話してほしい

- 公平な情報保障を行うために、基本的には、提供が期待される配慮・支援です。指示語を避ける、もしくは、当該学生に直接手渡しするなどの配慮・支援が考えられます。また、図に基づいた説明をする際は、あらかじめ図の説明を添えたデータを提供するか、耳から入る情報のみで理解できるよう講義することが考えられます。教員の「③非過重負担」にならない範囲で提供することが必要です。



困り感 ①-2

「文字が見づらく、授業スライド・資料・板書で読めないところがある」

視覚障がいの中でも、弱視の学生が抱える困り感です。弱視の学生の見え方は様々なため、どのような見え方の困難があるかに合わせて、対応が必要です。



ニーズと対応

文字を大きくしてほしい。ユニバーサルフォントを使ってほしい **可能な範囲で**

- 小さい文字だとつぶれて読めなくなったり、線が細いフォントだと掠れて読めなくなってしまうことがあります。そのような学生でも読みやすいユニバーサルフォント（メイリオ等でも可）を使用することが有効です。なお、弱視の学生でも見えやすいように工夫することは、見えづらさを自覚していない他の学生にとっての利益にもなるため、積極的な提供が期待されます。教員の「③非過重負担」に反する場合、次善の策として下記の対応も考えられます。

変更可能な電子データを提供してほしい

- 読字の困難に対して、PDFではなく、学生が自分で文字サイズを変更できるwordファイルやpptファイルの提供を行うことが有効です。多くの授業の場合、これらのファイルがPDF変換前の元ファイルとなっているため、「③非過重負担」に該当しないと考えられます。

② 聴覚障がい

■ 聴覚障がいの理解

聴覚障がいは、主に耳の器官における問題によって、聞こえにくい・聞こえなくなることで、生活に制限がかかっている状態を表します^[13]。障がいの程度は、dB（デシベル）によって表されますが、その人が感じる聞こえづらさは、様々です。

- ・ 聾（ろう）：100dB以上の大きな音を、耳元で聞いても聞こえない
- ・ 伝音性難聴：耳栓をしているかのように、音が小さく聞こえる
- ・ 感音性難聴：音が歪んで聞こえる

● 聞こえづらさの生じ方

聴力



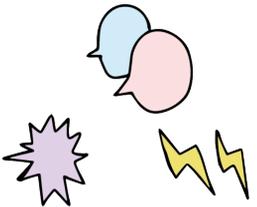
小さな音が聞き取りづらい

周波数（音の高さ・低さ）



高い音または低い音が聞き取りづらい

騒音



静かだと聞こえやすいが騒々しいと聞き取りづらい

■ よくある困り感とニーズ



困り感 ②-1

「授業（対面・オンライン）で、先生の声や受講生のを聞き取ることができない」

聞こえづらさを緩和するため、補聴器を着用している学生も多くいます。それでも、聞き取りづらい、聞こえない場合には、授業時に特別なサポートが必要になります。



ニーズと対応

ロジャーを使いたいので、それを身につけて授業をしてほしい

- ロジャーという補聴援助機器があります。発話している人の首に下げたり、近くに置いておくと音を拾い、イヤホンまたは補聴器を通じて、聴覚障がいの学生に音を届けます。授業内容に変更を伴うものではないため、希望があれば、着用することが原則です。なお、グループワークを伴う授業の場合は、グループの会話を聞き取るため、ロジャーをその都度、学生に返すことが必要です。

口元が見えるように、マスクを外してほしい

- 電子音に変換された声が聞き取りづらいと感じる学生がいます。例えば、対面授業でのマイクを通した声、オンライン授業でパソコンやイヤフォンから聞こえる声などが該当します。このような聞き取りづらい状況の中、口の動きを手がかりに、音声理解を行っている学生が多くいます。そのため、口元が見えるようにマスクを外して授業を行うことが聴覚障がいのある学生の理解を助けます。

口頭の説明だけで理解できるように話してほしい

- 公平な情報保障を行うために、基本的には、提供が期待される配慮・支援です。指示語を避ける、もしくは、当該学生に直接手渡しするなどの配慮・支援が考えられます。また、図に基づいた説明をする際は、あらかじめ図の説明を添えたデータを提供するか、耳から入る情報のみで理解できるよう講義することが考えられます。教員の「③非過重負担」にならない範囲で提供することが必要です。

**困り感 ②-2**

「低い声が聞こえづらい。また、周りが騒がしい時も、うまく声を聞き取りづらい」

特定の音が聞こえづらい、聴覚障がいの学生が抱える困り感です。

**ニーズと対応****授業では、なるべくはっきりとした声で話してほしい**

- 音の高低によって、聞き取りづらさが生じている場合、聞こえやすい声の高さに調節すること、または、なるべくはっきりとした声で話すことで、聞き取りやすくなります。聞こえづらさには個人差が大きいいため、「①個別対応」の意識が重要です。その学生と対話しながら、聞こえやすい発話の仕方や、教室での座る位置等を一緒に見つけていく必要があります。

グループワークの時は、周りのグループと距離を空けてほしい

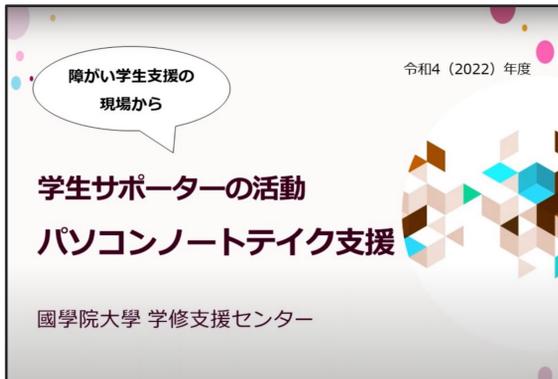
- 騒々しい環境での音の聞き取りに困難がある場合、他のグループとの距離を空けることで、少しでも聞き取りやすくなります。授業の本質を変えないように気をつけながら（⑤本質変更不可に対応）、どのような環境であれば、グループワークに参加することができるか、本人と対話を行っていく必要があります。

話しかける時は、後ろから話しかけないでほしい

- 聞き取りづらい環境にある時は、話しかけられても反応することができなかつたり、急に大きな声で呼ばれたように感じ、びっくりしてしまうことがあります。なるべく静謐な環境で声をかけるか、話しかけていることがわかるように、前から話しかけるなどの工夫を行うことが必要です。

学生サポーターの活動

障がい学生の支援に関わる業務の一部を、学内ワークスタディとして、学生サポーターが担っています。現在（2024年）、学生サポーターの主な業務は、パソコンノートテイク（パソコンを使ったリアルタイムの文字起こし）になっています。その様子は、学生サポーターが作成した下記の動画で説明されています。



学生サポーターの募集は、前期（5月）と後期（10月）の2回に分けて行われています。希望者は、エントリーシートの提出を行い、担当教員の面接によって、採否を決定します。研修や活動報告会を積極的に行い、支援に係る能力の維持・向上に努めています。

■ 授業に学生サポーターが派遣された際に意識していただきたいこと

継続的な技能の向上に努めていますが、先生の話し方によっては、文字起こしが追いつかず、十分な情報保障ができないことが多々あります。

ご自身の授業に学生サポーターが派遣されることになりましたら、下記ご留意の上、ご教鞭いただけますと、聴覚障がいのある学生に十分な情報保障を行いやすくなります。ご協力いただけますと幸いです。

- ・ 気持ちゆっくり話す
- ・ はっきり話す
- ・ 大きな声で話す
- ・ 読み上げ資料のデータまたは印刷物を学生に配る（資料を読み上げるスピードにノートテイクが追いつけないためです）
- ・ 指名やグループワークの際に、学生サポーターに話しかけない（学生サポーターはあくまで通訳です。授業を受講している学生本人に話しかけるようにしてください）

③ 肢体不自由

■ 肢体不自由の理解

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、日常生活動作に制限がかかっている状態を表します^[14]。肢体不自由は、一般的に2つの側面から分類されます^[14]。

- ・ **形態的側面**：四肢を一部または全てを喪失している。外観から、障がいがあることがわかる（先天性四肢形成不全、四肢等切断喪失など）
- ・ **機能的側面**：身体を動かす神経または筋肉に問題がある。外観からは、障害があることがわかりづらい（脳性麻痺、筋ジストロフィーなど）

実習や実技系の科目だけでなく、講義形式の授業であっても、配慮・支援が必要になることが多くあります。

■ よくある困り感とニーズ



困り感 ③-1

「車椅子で移動しているため、他の人よりも、移動に時間がかかってしまう」

車椅子での移動に伴う社会的障壁により生じる困り感です。



ニーズと対応

少し遅刻して入室する可能性があることをあらかじめ知っておいてほしい

- 長期的な視点では、キャンパスのバリアフリー化を進めるということになります
が、短期的には、遅刻に対する配慮を行うことが必要となります。大幅な遅刻と
ならない場合は、「⑤本質変更不可」の原則にも反しないため、遅刻に対する減
点評価は行わないことが望ましいと考えられます。遅刻に関する条件を緩和する
ことは、「②社会的障壁の除去」のうち、「3. ルール・慣行の柔軟な変更」にあ
たります。また、本人の怠慢による遅刻ではないと教員が理解していることで、
不要な叱責の心配がなくなり、学生の安心感につながるようになります。



困り感 ③-2

「手に麻痺があり、文字を書くことが難しい」

神経や筋肉の影響による麻痺がある学生が抱える困り感です。



ニーズと対応

リアクションペーパーを紙ではなく電子データで提出したい

- 書字に困難がある場合、記録方法を他の方法に代替することが有効です。「②バリアの除去」のうち、「2. 意思疎通の配慮・支援」に該当します。リアクションペーパーを即時提出することが、授業の本質ではない場合は、入力に係る負担を鑑みて、提出期限の延長を検討する必要があることもあるでしょう。それにより、「④公平性」に反すると考えられる場合、一律で提出期限を延長することも考えられます。

テストの回答をパソコンで行いたい

- テストを受験する際ににも、上記と同様の配慮・支援が必要となります。このような要望に対し、本学では別室受験を提供する体制がありますが、細かな話になりますが、授業時試験の場合には、授業担当の教員の先生が判断し、必要があれば、学修支援センターにて別室受験の対応を行います。期間内試験の場合には、教務課が実施主体となりますので、教務課が判断を行う形となります。いずれにおいても、パソコンでの回答を行う場合には、授業担当の先生にパソコンでの回答に合わせた回答用紙のご準備をお願いすることとなります。

災害時の対応

障がい学生に対する配慮・支援は、地震や火災発生時などの災害時にも求められます。災害時に特別な対応が必要な学生については、配慮願文書に、詳細が記載されています。災害時の対応が必要な学生については、迅速な対応を行うため、どの学生が対象学生かを把握しておくことが望ましいです。

■ 例

- ・ **移動に制限がある学生の場合：**
安全確保のために、移動の補助を行うことが必要となります。地震の場合には、地震発生時の初動対応（机の下に隠れることの補助等）に加え、避難場所への移動補助を教員が担当する必要があります。
- ・ **聴覚障がいがある学生の場合：**
聞こえにくさによっては、避難用の構内アナウンスが聞き取れない場合があります。状況と指示を本人に伝えながら（筆談で伝える・大きいことで話しかけるなど）、避難誘導を行ってください。

体調不良時の対応

症状によって、緊急度や対応内容が異なるため、配慮願文書に記載されている内容に基づいて対応していただく必要があります。

例えば、「てんかん」の症状には、一時的にぼーっとするだけで治るものや、身体を傷つける可能性のある痙攣発作が生じるものまで程度が異なります。そのため、発作が出た際に、見守るだけで良い学生から、発作が出た際に、すぐに保健室に連絡をする必要がある学生まで様々です。

内部障がい・慢性疾患・難病など、突然の体調不良が予想される学生の場合には、配慮願文書の内容をよく読み、緊急時に適切な対応ができるように、準備しておく必要があります。

④ 内部疾患・慢性疾患・難病・その他の機能障がい

内部疾患等の理解

内部障がいは、以下の7つの機能障がいからなります。心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、肝臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の7つです。これらの機能障がいは、**外見からわからないものの、疲れやすさや突然の体調不良等により、周囲の理解や配慮・支援が必要な場合があります。**

また、内部障がいに含まれる機能障がい以外にも、同様の配慮・支援が必要な慢性疾患や難病があります。症状は多岐に渡るため、ここでは詳細を説明することはできませんが、個別の症状に合わせたサポートが必要になります。

よくある困り感とニーズ



困り感 ④-1

「調子が悪くなった際に、服薬や水分補給をしたり、一時退室する必要がある」

機能障がいを抱える学生が抱える困り感です。水分補給や一時退室を基本的には好ましくないものとする教員は少なくありません。学生からすると、事情があるにもかかわらず、そのような行動を取ることによって、教員から否定的な印象を持たれてしまうのではないかと不安になることがあります。



ニーズと対応

授業中の服薬・水分補給、一時退室を認めてほしい

- 上記の背景をあらかじめ教員が把握していくことで、学生が注意を受けたり、否定的な評価を受けるのではないかと不安を取り除くことができます。なお、服薬と聞くと、粉薬・錠剤などをイメージしやすいですが、例えば糖尿病の場合は、専用の器具を常備し、定期的なインスリンの摂取が行う場合もあります。実習系の授業の場合は、当該学生とも相談し、あらかじめ実習先の担当者に了解を得ておくなどの対応も必要といえます。



困り感 ④-2

「免疫疾患により非常に疲れやすく、医師から負荷の高い運動や活動は避けるよう指示されている」

一見するだけでは分かりませんが、内部疾患のある学生が時折抱える困り感です。実習のときだけでなく、通常の授業でも配慮・支援が必要になることがあります。



ニーズと対応

授業中に移動や運動が多くなる場合に、参加の仕方について相談したい

- どれくらいの負荷であれば、参加ができるかを学生本人と話しながら一緒に考えていくことが必要となります（「①個別対応」に相当）。歩くだけでも疲れてしまうのか、階段を登ると疲れてしまうのか、重い荷物を持った移動で疲れてしまうのか … 疲れやすさには様々あります。

例えば、実習やフィールドワークを行う授業において、重い荷物を持った移動の負荷が大きい場合には、道具・資料（史料）の運搬を免除する、保護者と車で移動することで負荷を低減することなどが有効になります。また、大学内での実習の場合には、学生がなるべく移動しないで済む位置や動線を一緒に考えることも学生の役にたつでしょう。



困り感 ④-3

「膀胱の機能障がいがあるため、試験の60分間（90分間）、トイレを我慢することができない」

機能障がいにより、テストにおいても、配慮・支援を必要とする学生がいます。



ニーズと対応

試験の際に、途中退室を認めてほしい

- ③-2で説明したように、授業時試験なのか、期間内試験なのかによって、判断を行う主体が異なります（授業時の場合には授業担当教員、期間内試験の場合は教務課）。下記では、授業時試験を想定して説明します。

授業時試験の場合は、試験監督を行う教員が1名しかいないことから、トイレと一緒についていく等の対応が難しくなります。この際に、別室受験によって、教職員がトイレについていくことができるならば、途中退室後に再び回答することを認めるのか、途中退室後は一切回答を認めないのか等を各授業担当教員が判断するという形になります。

⑤ 発達障がい

■ 発達障がいの理解

脳（中枢神経系）の機能の特性に基づく、「ものの見方・考え方」の特徴等により、社会生活の中で制限が発生している状態を表しています[15]。

発達障がいは、「自閉スペクトラム症（ASD：Autism Spectrum Disorder）」、「注意欠如・多動症（ADHD：Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder）」、そして「限局性学習障害（SLD：Specific Learning Disorder）」などに分けて捉えられます。一方で、発達障がいは、自閉スペクトラム症と注意欠如・多動症が併存するなど、重複することも多いため、診断にとらわれることなく、「ものの見方・考え方」の特徴と、そこからくる**困り感を、理解することが必要**となります。

■ ものの見方・考え方の特徴の例^[16]

※ 本ガイドブックの趣旨から、大学の授業に関連する特徴・苦手なことに絞って説明しています。
なお、発達障がいと診断されているからといって、下記のすべてが苦手なわけではありません。

A ものごとを同時に処理するのが苦手（マルチタスク）

大学の授業の多くは、マルチタスクが求められます。例えば、先生の話聞いて、スライドを見ながら、さらにメモを取る … というように、一度に多くの情報を処理したり、作業することが必要になります。また、課題が多くなる学期末には、提出期限を頭に入れておきながら、同時並行で複数の課題を進めることが求められます。そのため、提出の期限が頭から抜けてしまったり、課題にかかる時間が長くなってしまったりすることから、提出期限を過ぎてしまうことがあります。

B 情報をまとめ上げるのが苦手

主に、自閉スペクトラム症と診断される人に多い特徴です。複数の情報を、一つの全体として統合していくのが苦手な人がいます。例えば、自分の考えをうまくまとめて話せなかったり、細かい点に意識が向くため、一つのレポートとして構成できなかったりすることがあります。

また、関連することとして、「協調運動」の苦手さを抱えることもあります。人の運動は、目を見た情報、筋肉の動き、身体的位置・傾きなど、様々な情報を統合しながら、身体各部位を動かすことが必要です（協調運動）。この協調運動が苦手である場合、実技において動きがぎこちなかったり、書字が乱雑になったりすることがあります。

C 言葉にされない他者の意図を読み取るのが苦手

主に、自閉スペクトラム症の診断基準の1つに関わっています。日常語では、「空気を読む」と表現されます。他者の意図を読み取るのが苦手な場合、グループワークでコミュニケーションがうまくできなかつたり、全体発表の際に悪く思われていると想像してしまって、過剰な不安を感じてしまうことがあります。また、教員の指示を的確に理解できなかつたり、暗黙の授業のルールがわかっていないことによって、他の学生とは異なる行動をとることがあります。

D 計画を立てるのが苦手

注意欠如・多動症と診断される人に多い特徴です。時間の見積もりが甘く、大変な課題が課される授業を取り過ぎてしまつたり、提出まで期限が迫っているにも関わらず、「まだ、大丈夫だろう」と判断してしまい、課題の提出期限を過ぎてしまつたりすることがあります。

E 注意や行動をコントロールするのが苦手

注意欠如・多動症と診断された人に多い特徴です。注意や行動のコントロールの難しさに加えて、じっとしてられないなどの多動性もある場合、90分の授業を受けるだけで大きな負荷を感じます。授業中、他のことに注意が向いて、重要な情報を聞き漏らしてしまつたり、グループワークで衝動的に意見を話すため、周りが困惑したりすることがあります。また、話を全て聞かずに、早合点・勘違いしてしまい、トラブルを起こしてしまうこともあります。

F 考えが固定化しやすい

自閉スペクトラム症と診断される人に多い特徴です。「一度、こう思ったら、こう!」と考えを譲らないため、グループワークの際に他の学生と衝突したり、実習や実技を行う授業において、指示されたことを実行に移しづらいことがあります。

G イレギュラーに対応することが苦手

自閉スペクトラム症と診断される人に多い特徴です。ある決まった手順で課題をこなすことは得意ですが、状況に応じた柔軟な対応は苦手ということがあります。また、急な予定変更が苦手で、授業内容が突然変更になったり、事前アナウンスがなくグループワークが始まつたりすると、パニックになってしまうことがあります。

H 処理したり、表出したりすることが苦手な情報がある

主に、限局性学習障害の診断基準になっています。限局性学習障害では、読み・書き・計算・話すなどの学修に関わる特定の情報処理・作業が苦手、またはできないことがあります。また、他の発達障がいでは、より広く、目から見た情報や耳から聞いた情報をうまく処理することに困難を抱えることがあります。

また、発達障がいに分類されるわけではありませんが、物理的には聞こえているものの、情報としてキャッチすることができない（聞き取れない）「聴覚情報処理障がい（APD）」によって困り感を抱える学生も一定数います。

これらの特徴は、よく「本人の性格の問題」、「本人の怠けのせい」と受け取られてしまうことが多くあります。**これらの特徴は、本人の努力では乗り越えるのが難しい、または多大な負担が生じさせるものです。**それぞれの学生がどのような特徴を持ち、どのようなことに困り感を感じているか、個別的に理解することが必要です。

よくある困り感とニーズ



困り感 ⑤-1

「授業での重要情報（課題の提出期限など）を聞き逃してしまう」

「A. 物事を同時に処理するのが苦手（マルチタスク）」、「D. 注意や行動をコントロールするのが苦手」などの特徴がある場合、口頭での指示を聞き逃してしまう学生がいます。その結果、課題の提出ができなかったり、授業内容の理解が難しくなります。



ニーズと対応

重要情報はK-SMAPY IIでも配信してほしい

- 聴覚障がいのある学生の配慮・支援と同様です。教員にとって、「③非過重負担」にも該当しないため、配慮・支援の提供が望ましいと考えられます。

講義内容を録音や板書の撮影させてほしい

- こちらも、特別な理由がない限り、配慮・支援の提供が望ましいです。板書の撮影により、授業に支障が生じる場合は、代替的な対応をご検討ください（教員の板書用メモを渡すなど）。なお、目的外でのデータ利用を制限するために、学修支援センター長宛に「誓約書」の提出を必須としています。



困り感 ⑤-2

「注意して課題に取り組んでいるが、気づいたら提出期限を過ぎてしまっている」

「A. 物事を同時に処理するのが苦手（マルチタスク）」、「D. 計画を立てるのが苦手」などの特徴がある場合、期限内での課題提出が難しくなることがあります。



ニーズと対応

提出期限を延長してほしい **可能な範囲で**

- 授業ごとの判断が必要です。期限を延長することで、教員側の成績評価期限に大きな負担が生じる場合、「③非過重負担」に反することになります。また、延長により、課題内容の評価が大きく変わる可能性がある場合には、「④公平性」に反することになります。そのため、期限を延長するかどうか、また、延長する場合の期限をいつまでと設定するかは、各先生にご判断いただく必要があります。



困り感 ⑤-3

「コミュニケーションが苦手なので、グループワークにうまく参加できない」

「C. 言葉にされない他者の意図を読み取るのが苦手」、「E. 注意や行動をコントロールするのが苦手」、「G. イレギュラーに対応することが苦手」などの特徴がある場合、グループワークに対して強い不安を感じたり、困難を抱えたりすることがあります



ニーズと対応

グループワークでの不参加を認めてほしい **可能な範囲で**

- 多くの授業では、グループワークを通じた学修成果を授業の本質の一つとしています。そのため、「⑤本質変更不可」に反するということで、グループワークへの不参加は認められない傾向にあります。代替的な配慮・支援として、「教員またはTAが、グループワークのサポートに入る（サポートがしやすいように前の方に座ってもらう等）」、「事前にテーマを共有し、文章でまとめておいてもらうようにする」など、どのようにすればグループワークに参加できるかを建設的対話で検討します。



困り感 ⑤-4

「綺麗に書くことが苦手で、テストでの答案用紙の文字が汚くなってしまう」

「B. 情報をまとめ上げるのが苦手」に関わる協調運動の苦手さ、「H. 処理・表出するのが苦手な情報がある」などの特徴がある学生の一部が抱える困り感です。



ニーズと対応

乱雑な文字での提出を認めてほしい **可能な範囲で**

- 「わざと汚く書いているわけではない」と教員が理解していると、評価に関する学生の不安が低減します。また、「字が汚いため減点する」または「字が汚いため読まない」等の対応をしてしまうことは、公平な評価（④公平性）を損なうこととなります。一方で、乱雑な文字での提出を認めても、実際には教員側が読み取れないということがあります。読み取りを確実にするため、下記の対応も積極的に検討することが望まれます。

乱雑な文字での提出を認めてほしい **可能な範囲で**

- より大きなスペースで文字を書けるようにすることで、文字が乱雑になりにくくなる学生がいます。パソコンを用いた電子データでの回答を認める場合には、別室受験の検討も必要となります。上記の支援は、「②バリアの除去：2. 意思疎通の配慮・支援」に該当します。



困り感 ⑤-5

「字間と行間が詰まっていると、どこを読んでいるかわからなくなってしまう」

「H. 処理・表出するのが苦手な情報がある」学生の一部が抱える困り感です。



ニーズと対応

編集可能な電子データを提供してほしい

- 読字の困難に対して、PDFではなく、自分で字間・行間・文字サイズを変更できるwordファイルやpptファイルの提供を行うことが有効です。これは、「②バリアの除去：2. 意思疎通の配慮・支援」に該当します。

⑥ 精神障がい

■ 精神障がいの理解

生物学的（主に、脳機能）、心理的（性格・トラウマ体験など）、社会的（家族・友人関係など）な要素が、それぞれ複雑に関係し、精神や行動に関する特定の症状が現れます。精神障がいとは、その症状により、生活に制限が生じている状態です。

精神障がいには、さまざまな症状があります。他の障がい分類よりも一層、困り感に基づいた個別的な対応を検討する必要があります。

● 本学で申請されることが多い精神障がい

- **統合失調症**：幻覚・妄想が代表的な症状です。症状が落ち着いた後も、他人の視線に敏感になることが続く場合もあります。また、周りから見ると理解しがたい行動（奇異行動）をとったり、無気力・倦怠感などの症状が生じたりすることもあります。
- **双極性障がい**：躁状態（気分の高揚や活動性の増加など）とうつ状態（気分の低下や活動性の減少など）を、波のように繰り返すことが主な症状です。躁状態の激しさにより、Ⅰ型とⅡ型に分類されます。Ⅰ型の双極性障害の場合、破局的な行動様式のために、生活が破綻してしまうこともあります。Ⅱ型の双極性障害の場合は、周りから見ると少しハイになっている程度の波で留まることも多くあります。
- **抑うつ性障がい**：気分が落ち込んだり、意欲や集中力が低下することが主な症状（抑うつ症状）です。「うつ病」が一般的です。他にも、月経前に、抑うつ症状や情緒不安定が顕著になる「月経前不快気分障害」もあります。
- **不安障がい**：ある場面や物事に対して、極度の緊張や不安を感じることを主な症状です。不安の対象は人それぞれ異なります。人前に出ることによって極度の不安を感じる人もいれば、特定の物事というより、全般的に不安を感じやすいという人もいます。
- **睡眠障がい**：生理的な問題により、睡眠や覚醒に問題が生じることが主な症状です。体内時計の不調により、睡眠と覚醒のリズムが崩れる睡眠-覚醒障がいがあります。また、十分な睡眠を取っているにも関わらず、日中でも突発的な眠気が生じ、眠ってしまうことがあるナルコレプシーといった睡眠に関する障がいもあります。

■ よくある困り感とニーズ



困り感 ⑥-1

「人前で話すことに極度の不安があるため、全体発表ができない」

他の学生から悪く思われているかもしれない、悪く思われるかもしれないと感じやすい学生、特に「統合失調症」、「不安障害」のある学生が抱えることが多い困り感です。発表に不安を感じる場合もあれば、グループワークへの参加が難しくなることもあります（この場合は、ケース⑤-3を参照）。



ニーズと対応

発表に代わるレポート課題を出してほしい **可能な範囲で**

- 授業ごとの判断が必要です。ポイントは、「⑤本質変更不可」にあります。授業の本質が全体発表という形式にない場合、すなわち、全体発表はあくまで授業内容の理解を測る手段の一つに過ぎない場合、代替的なレポート課題を認めても問題ありません。一方、全体発表という形式が、「他者の前で自分の意見を伝える力を身につける」等の学修目標に関わっている場合、レポート課題で代替することは望ましくありません。その場合は、「教員の前だけで発表してもらう」、「録画した映像を提出してもらう」等、教員の「③非過重負担」にならない範囲かつ学生ができる限りで、配慮・支援の内容を検討することが望ましいです。



困り感 ⑥-2

「気分の波や無気力・落ち込みなどにより、レポートの作成に人よりも時間がかかる」

気分の浮き沈みが激しい「双極性障害」、気分の落ち込みが続く「抑うつ性障害」、無気力・落ち込みが続く「統合失調症」などのある学生が抱えやすい困り感です。



ニーズと対応

提出期限を延長してほしい **可能な範囲で**

- ケース⑤-2と基本的には同じ考え方です。症状により、課題に取り組む時間が十分に持てないことが希望の背景にあります。そのため、多くの場合、期限の延長が当該学生にとって有利に働きすぎないことを考慮する必要があります。また、延長する場合の期限については、教員側の成績評価期限に従い、「③非過重負担」にならない範囲で対応を検討することとなります。



困り感 ⑥-3

「十分な睡眠をとっているにも関わらず、授業中に居眠りをしてしまう」

精神障がい全般で生じうる困り感ですが、主に睡眠-覚醒障がいのある学生が抱えることの多い困り感です。



ニーズと対応

症状が原因だということを理解してほしい

- 先生にあらかじめ知っておいてもらうことで、「居眠りを叱責されるのではないか」という学生の不安を軽減することができます。また、授業態度によって平常点をつける授業の場合、当該学生が怠けによって、居眠りをしているわけではないことを踏まえることは、「④公平性」のある評価につながるものとなります。

重要情報はK-SMAPYⅡでも配信してほしい

- 聴覚障がいのある学生や発達障がいのある学生の配慮・支援と同様です。教員にとって、「③非過重負担」にも該当しないため、配慮・支援の提供が望ましいと考えられます。

FAQ（よくある質問）

Q1.

「学生から『合理的配慮を受けたい』という要望を直接言われました。そのまま教員の判断で、配慮・支援を提供しても大丈夫ですか？」

学修支援センターの役割は、あくまで配慮・支援が円滑に進むためのサポートにすぎません。本ハンドブックに掲載されている5つの原則や注意事項を踏まえていただければ、先生の判断で必要な配慮・支援は提供していただいてもかまいません。

なお、学修支援センターへの紹介をご検討いただく際には、下記ご参照の上、学修支援センターに紹介する、または紹介しない判断をしていただけましたら幸いです。

- ・ **申請前の時期に遡って、配慮・支援を求めることは、学修支援センターでは行っていません。** そのような対応が必要であるとの判断は、各学部・学科・研究科ごとの責任のもと、ご検討の上、配慮・支援の提供を行ってください
- ・ **欠席の取り消し・他の方法での代替・成績および単位の保障は、学修支援センターでは行っていません。** 学修支援センターは、学修への参加をサポートすることを目的としています
- ・ 申請には、発行から3か月以内の診断書または障害者手帳、指定難病受給者証等の根拠資料の提出が必要です

合理的配慮・教育的支援の窓口

■ 渋谷キャンパス | 文学部・法学部・経済学部・神道文化学部

📍 学修支援センター | 渋谷キャンパス百周年記念館1階

☎ 03-5466-6744

✉ gs-support@kokugakuin.ac.jp（全キャンパス共通）

📅 月～金 10時～18時（12時50分～13時50分は閉室）※ 祝日等を除く

■ たまプラーザキャンパス | 人間開発学部・観光まちづくり学部

📍 たまプラーザ事務課：たまプラーザキャンパス1号館1階

☎ 045-904-7721

📅 月・火・水・金 9時～16時40分（12時45分～13時45分は閉室）※ 祝日等を除く

■ 大学院

📍 大学院事務課：渋谷キャンパス若木タワー5階

☎ 045-904-7700

? Q2.

「学期の途中で、このような文書（配慮願文書）を送られてきても困ってしまいます。授業も進んでいるので、今から対応することは難しいのですが…」

現状、最善の手続きでご送付しているため、ご理解とご協力をお願いいたします。配慮願文書は、学生からの希望に応じて、相談員が作成し、学修支援センター委員会で審議・承認がなされるものです。そのため、「大丈夫かと思ったけど、やっぱり申請しないと苦しいかも…」と学生が思い、学期の途中で申請することが少なくありません。学修支援センターでは、申請を受け付けた後、迅速に配慮・支援が提供できるよう、小委員会という形での審議を行い、早くて2週間後には、先生方に送付できるよう準備をしています。

また、**配慮願文書を受け取った後、過去の出席や評価方法等について、遡って配慮を行っていただく必要はございません。**p45の資料のように学生には説明しておりますので、そのように、ご承知おきください。

? Q3.

「配慮願文書に記載している通りの、配慮・支援を提供しなくてはいけないのでしょうか？また、必要であれば、記載のない配慮・支援を提供しても大丈夫でしょうか？」

p12にも記載の通り、必ずしも、配慮願文書の内容の通りに、配慮・支援の提供をする必要はありません。先生ご自身の授業設計やご負担等を考慮し、配慮・支援の内容をお決めいただけましたら幸いです。

また、必要と判断された場合に、追加の配慮・支援を提供いただくことは問題ありません。その際も同様となりますが、p14に記載されている「5つの原則」に照らし、問題が生じない範囲でご対応いただけましたら幸いです。

? Q4.

「配慮願文書に記載されている情報が多いように思います。障がいについての説明や当該授業には関係ない希望も記載されています。個人情報の管理にも不安があるので、端的に『授業ではこれをしてください』』という内容を送ってもらえないでしょうか。」

配慮願文書は、各授業での配慮・支援が円滑に検討・提供されるように、必要な情報をまとめた資料となっております。p12にも記載の通り、配慮・支援の内容を決定するのは、各授業をご担当される先生方です。その際、本人の困り感を元に検討いただくことが必要となります。そのため、「このような配慮・支援を必要としている」という内容を記載するだけでは不十分であり、本人の状況・困り感として、背景情報も合わせてお送りしております。また、**当該授業に関係ないと思われる希望でも、「これから必要になる可能性もあるので、事前に伝えて安心したい」と学生が思っていることもあります。**先生方には、ご負担をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

参考文献

- [1] 内閣府（2023）．リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/pdf/gouritek_i_hairyo2/print.pdf（2023年10月30日） https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC0000000065_20240401_503AC0000000056
- [2] 二本柳覚（2016）．これならわかる障害者差別解消法 翔泳社
- [3] 内閣府（2013）．障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 Retrieved from https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html（2023年10月30日）
- [4] 九州弁護士会連合会/大分県弁護士会（編）（2017）．合理的配慮義務の横断的検討：差別・格差等をめぐる裁判例の考察を中心に 現代人文社
- [5] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/techou.html
- [6] 川島聡・飯野由里子・西倉実季・星加良司（2016）．合理的配慮：対話を開く、対話が拓く 有斐閣
- [7] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/pdf/2020_keikaku.pdf
- [8] 桑原斉・中津真美・垣内千尋・熊谷 晋一郎（2022）．障害学生支援入門：合理的配慮のための理論と実践 金子書房
- [9] 國學院大学（2022）．中期5ヶ年計画：國學院大学 Retrieved from <https://all-kougakuin.jp/5years/university/>（2023年10月30日）
- [10] DPI日本会議（編）（2016）．合理的配慮、差別的取扱いとは何か：障害者差別解消法・雇用促進法の使い方 解放出版社
- [11] 独立行政法人日本学生支援機構（2019）．合理的配慮ハンドブック_障害のある学生を支援する教職員のために ジアース教育新社
- [12] 穴戸和成・古川勝也・徳永豊（監）小林秀之・澤田真弓（編）．視覚障害教育の基本と実践：特別支援教育のエッセンス 慶應義塾大学出版会
- [13] 穴戸和成・古川勝也・徳永豊（監）穴戸和成・原田公人・庄司美千代（編）．聴覚障害教育の基本と実践：特別支援教育のエッセンス 慶應義塾大学出版会
- [14] 穴戸和成・古川勝也・徳永豊（監）徳永豊・吉川知夫・一木薫（編）．肢体不自由教育の基本と実践：特別支援教育のエッセンス 慶應義塾大学出版会
- [15] 土橋圭子・渡辺慶一郎（編）（2020）．発達障害・知的障害のための合理的配慮ハンドブック 有斐閣
- [16] 高岡佑壮（著）・下山晴彦・黒田美保（監）（2021）．発達障害のある人の「ものの見方・考え方」：「コミュニケーション」「感情の理解」「勉強」「仕事」に役立つヒント ミネルヴァ書房

おわりに

学修支援センターには、合理的配慮の相談にさまざまな障がいを持つ学生が訪れます。いろいろな不安を抱え、生活に不便を感じながらも、自分自身と向き合い、國學院大學の一員として学業に挑もうとしています。そうした学生たちの心の声に応えるために、われわれは何ができるのでしょうか。

まずは、ひとりひとりが障がいについて、きちんと理解することであり、そして、大学の一員として何ができるのかを知り、考えることだと思います。

現在、障がいの有無や人種、年齢にかかわらず、できるかぎり多くの人々が利用しやすい生活環境をデザインしているとするUD（ユニバーサルデザイン）の考え方が、行政をはじめさまざまな場面で採り入れられています。

UDは障がいの有無にかかわらず、はじめからすべての人々にとって参加しやすいように、扱いやすいように、物ごとを設計するという考え方です。

UDへの取り組みは教育の場においても例外ではありません。それは物理的な環境だけではなく、授業設計においても、すべての学生が不利益を被ることのないよう工夫することが求められています。

このハンドブックが、学修支援の一助となること、そして、本学におけるUD実現の一步となることを願っております。

星野光樹

資料：申請時に学生に渡している注意事項

授業時配慮支援を受ける方へ

國學院大學 学修支援センター

授業時配慮支援とは、

障がいや疾患等によるさまざまな症状のため、学修（授業受講や課題提出等）に困難がある場合に、あらかじめ授業担当の先生方へ自分の状況（診断名・主な症状・困っていること等）や授業時に配慮・支援をお願いしたい内容についてお伝えしておくことで、授業への参加や課題提出等の学修を支援するものです。

上記を踏まえたうえで、授業時の配慮支援を希望される方は以下をご確認ください

- 授業欠席を取り消したり、別の形で補うことなどのお願いはしていません。
欠席への対応は学則および授業担当教員の基準により行われます。
- 学修の支援が目的のため、成績の保障や単位修得・資格取得を約束するものではありません。
- 配慮支援文書を授業担当の先生方に配付した時点から授業時配慮支援が開始されるため、申請前の時期に遡っての配慮支援を求めることはできません。
※申請から支援の開始までには概ね1か月程度の時間がかかります。授業期間中の支援となりますので、お早めにご相談ください。
- 申請はセメスターごとになります。前期に申請し配慮を受けていたとしても、後期も配慮申請を希望する場合は、再度申請書を提出し、学修支援相談員と面談することが必要です。
- 授業の到達目標や成績評価基準の変更は原則できないため、授業の運営方法や授業形態の大きな変更はお願いできません。
(例:対面授業をオンライン授業やオンデマンド授業に変更する)
- 実現可能性の程度、費用負担の程度、教職員の業務への影響の程度等を総合的に勘案し、提供側の過重な負担となる場合や、ほかの学生との均衡が保たれないと判断される場合には希望通りの配慮支援内容にならないこともあります。
(その場合は他に可能な配慮支援と一緒に検討します。)
- セメスターの途中でも、配慮支援の内容を再検討することは可能です。その場合はお早めにお申し出ください。
- 定期的な面談や履修相談等、教員への授業時配慮支援文書の提出以外の相談をご希望の場合は、別途お申し出ください。

※本紙には大切なことが記載されています。必要な時に確認できるよう、お手元で保管してください。

【注釈】

授業時配慮支援を受ける方へ

國學院大學 学修支援センター

授業時配慮支援とは、

障がいや疾患等によるさまざまな症状のため、学修（授業受講や課題）に、あらかじめ授業担当の先生方へ自分の状況（診断名・主な症状・）に配慮・支援をお願いしたい内容についてお伝えしておくことで、授業への参加を支援するものです。

配慮・支援の目的は、あくまで公平な学修機会の保障にあります
欠席の取り消しや評価の優遇等、「学修の不参加」を認めるものではありません

上記を踏まえたうえで、授業時の配慮支援を希望される方は以下をご確認ください

- 授業欠席を取り消したり、別の形で補うことなどのお願いはしていません。
欠席への対応は学則および授業担当教員の基準により行われます。
- 学修の支援が目的のため、成績の保障や単位修得・資格取得を約束するものではありません。
- 配慮支援文書を授業担当の先生方に配付した時点から授業時配慮支援が開始されるため、申請前の時期に遡っての配慮支援を求めることはできません。
※申請から支援の開始までには概ね1か月程度の時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

学生は配慮・支援に関する十分に告知を受けています

- 申請は Semesterごとになります。前期に申請し配慮を受けていたとしても、後期も配慮申請を希望する場合は、再度申請書を提出し、学修支援相談員と面談することが必要です。
- 授業の到達目標や成績評価基準の変更は原則できないため、授業の運営方法や授業形態の大きな変更はお願いできません。
(例:対面授業をオンライン授業やオンデマンド授業に変更する)

p19の事例を参照

- 実現可能性の程度、費用負担の程度、教職員の業務への影響の程度等を総合的に勘案し、提供側の過重な負担となる場合や、ほかの学生との均衡が保たれないと判断される場合には希望通りの配慮支援内容にならないこともあります。
(その場合は他に可能な配慮支援と一緒に検討します。)

p14の5つの原則のうち、③非過重負担・④公平性について言及しています

p17に記載があるように、他の方法を一緒に検討する「建設的対話」を行うことを、学生に約束しています

配慮支援の内容を再検討することは可能です

学修支援相談員との面談等、教員への授業時配慮支援文書の提出以外の相談をご希望の場合は、別途お申し出ください。

※本紙には大切なことが記載されています。必要な時に確認できるよう、お手元で保管してください。

國學院大学 障がい学生支援に関する基本方針

國學院大學（以下「本学」という。）は、神道精神に基づく人格の陶冶を目的とし、研究教育における基本方針の一つとして「個性と共生の調和」を掲げています。また、本学教職員は人権・人格を相互に尊重することを「倫理と行動の綱領」に定めています。それゆえ本学は、障がいのある学生を含む多様な学生が共に学び合える環境づくりに努めます。

とりわけ、本学学生が障がいを理由に修学をあきらめることのないよう、関係する各部署や学部・学科・研究科、及び学外機関等が連携しつつ、対話と相互理解を通じ、障がいの個別的な状況や程度に応じて合理的な配慮に基づく支援を行います。

■ 國學院大学 障がい学生支援に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、國學院大學（以下「本学」という。）が「障害者の権利に関する条約（国際連合）」、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」に基づき、専任・兼任の教員及び研究員等、専任・嘱託・その他の職員等、本学に就業する全ての教職員（以下「教職員」という。）が障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がいの有無に関わらず等しい教育・研究環境の確保に努め、関係する部署、学部・学科・研究科及び学外機関等が連携し、対話と相互理解を通じ、障がいの個別的な状況や程度に応じて合理的配慮に基づく支援（以下「支援」という。）を行うために、本学の「障がい学生支援に関する基本方針」の下に必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) 障がい学生

本学に在籍する学部学生、大学院学生、交換留学生、専攻科生、別科生、研究生、特別研究生又は科目等履修生等（以下「学生」という。）であって、「障害者基本法」第2条第1号に規定する障がい者、即ち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」という。）がある者であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁

障がい学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 不当な差別的取扱い

障がい学生に対して、本学における教育・研究活動等に関して、障がいを理由として不利に取り扱うことをいう。

【続き】

(4) 合理的配慮 (reasonable accommodation)

「障害者の権利に関する条約」第2条における「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

3 支援のための学長及び教職員の責務

(1) 学長の責務

学長は、障がい者差別解消の推進及びそのための環境整備等、全学的な支援を推進するために、具体的な措置を講じるよう努めなければならない。

(2) 教職員の責務

- ア. 本学の全ての教職員は、障がい学生に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。
- イ. 本学の全ての教職員は、障がい学生との対話と相互理解を通じ、社会的障壁の除去に努めなければならない。その個別的な状況や程度に応じて支援を行う。
- ウ. 本学の全ての教職員は、「障がい学生支援に関する基本方針」に則り、障がい学生が障がいを理由に教育・研究活動等をあきらめることがないように、関係する部署、学部・学科・研究科及び学外機関等と連携し、協力して支援に努めなければならない。
- エ. 本学の全ての教職員は、障がい学生支援を通じてユニバーサルデザイン及び情報アクセシビリティの向上に努めなければならない。
- オ. 本学の全ての教職員は、障がい学生支援を通じて共生社会の実現に努めなければならない。

4 支援の手続き

(1) 支援の対象者

支援の対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 障がい学生に該当し、本人が現に社会的障壁の除去を必要とし、そのための支援を受けたいことを希望する者
- ② 本学が支援の必要を認めた者

(2) 支援の申請

支援の対象者は、支援の申出にあたって、以下のいずれかに該当するものを提示する。

- ① 障がい者手帳又は医師の診断書
- ② ①に準ずる書類

(3) 支援の提供

本学は、学修支援センター委員会の議を経て、実施に伴う負担が過重でないと認める場合は、支援を申し出た者の権利を侵害することとならないよう、支援を提供するものとし、負担が過重であると認める場合は、支援を申し出た者に十分な説明をした上で建設的対話を行うものとする。過重な負担の有無については、以下に掲げる事項が考慮されなければならない。

【続き】

- ① 本学の教育・研究活動等への影響の程度（単位認定基準及び卒業要件の緩和・変更等の教育・研究に関わる本質的な変更）
- ② 教育・研究活動等との関連性の程度（教育・研究活動等とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること等）
- ③ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ④ 費用・負担の程度
- ⑤ 本学の規模、財政・財務状況の程度
- ⑥ 本学の事務・事業の規模

5 支援の範囲

原則として、本学キャンパス内における教育・研究活動等及び本学の提供するキャリア支援を範囲とする。

6 支援体制の整備

本学は、支援におけるアクセシビリティの向上に努め、相談体制及び支援内容の検討・決定・提供に関する体制の整備を行う。

7 個人情報保護

支援のなかで知り得た情報は、「学校法人國學院大學個人情報の保護に関する規程」及び「國學院大學個人情報の保護に関する規程」により厳重に管理するほか、第三者への開示及び提供は、改正個人情報保護法（平成29年5月30日施行）に定める「要配慮個人情報」に則し、本人の同意を得た上で、必要な手続きをとる。

8 理解促進

本学は、教職員及び学生に対し、FD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）、研修等を通じて障がい学生支援に関する理解促進に努めなければならない。

9 不服の申立て

本学は、本学の支援に関して、支援を申し出た者又はその関係者から不服の申立てがなされた場合、建設的対話を通じて解決に努めなければならない。

10 改廃

本ガイドラインは、必要に応じ、学修支援センター委員会にて見直しを行い、改廃については、教育開発推進機構運営委員会の議を経て学長が行う。